

がん研有明友の会 会則

第1章 総則

第1条 会の名称

本会の名称を「がん研有明友の会」(略称、有明友の会)とする。(以下、「本会」という)

第2条 事務局

- 1 本会の事務局を東京都江東区有明三丁目8番31号 がん研究会有明病院内に置く。
- 2 事務局は、総会、理事会、委員会等における事務を担当する他、本会の窓口となり、会員名簿の作成・管理ならびに会員に対する会報の発行・送付等を行う。
- 3 事務局には事務局長、事務局員を置き、その給与は有給とすることができる。

第3条 会員の資格及び入退会

- 1 会員は、がん患者並びにその家族、及びその他、がんに関心を持つもので、本会則を承認のうえ所定の入会手続きを行い、本会が承認した個人または法人もしくは団体とする。
- 2 入会は隨時行い、入会の手続きを経て入会が承認され、年会費が納入されたときをもって会員とする。しかし、次のいずれかに該当する場合には会員となることが出来ず、後日判明した場合には会員資格を取り消すことがある。
 - ① 入会手続きに際して虚偽の申告をしたとき。
 - ② [暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律]に定める暴力団組織もしくはこれに類する団体や組織に関与していると認められるとき。
 - ③ その他、会員としてふさわしくないと認められるとき。

第4条 名誉会員

本会活動の趣旨に賛同し、応援する意思のある方で、広く社会の中で活躍し尊敬されている著名人をもって名誉会員(以下本条において「当会員」という)とすることができる。以下、次のとおりとする。

- 1 当会員の選出は理事会において行い、本人の承諾を得て、総会において承認を得る。
- 2 当会員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 3 当会員は本会の趣旨に沿って、本会の求めに応じて可能な範囲にて講演会、広報活動への参加等協力に努める。
- 4 前項に係る報酬(実費交通費を除く)は無償とし、第3条及び第5条の定めに拘らず当会員の会費納入は、不要とする。
- 5 その他必要事項が生じた場合、会長の決裁をもって対応する。

第5条 会費

- 1 本会の会費は年会費とし、個人一口5,000円 一口以上、法人・団体一口5,000円 六口以上とする。
- 2 一度納入された会費は、事由の如何に拘らず返還しない。
- 3 入会時の年会費については、上半期(年度の半ば、9月末日迄)の入会者はその全額、下半期(10月1日以降)における入会者においてはその半額を支払うものとする。
- 4 会費の納入時期に拘らず、会費の有効期限は毎年度到来日3月末をもって終了するものとする。次年度継続を希望する会員は原則として、当該年度3月末までに次年度分の会費を納入するものとする。但し、当該会費は、次年度9月末までに納入しない場合には自動的に会員資格を失うものとする。

第6条 個人情報

- 1 本会は、会員の住所・氏名などの個人情報を本会の目的のみに取得・使用・管理し、他の目的のために使用しない。
- 2 会員は、入会に際し、会員の個人情報が、本会の目的のために、公益財団法人がん研究会(以下、(公財)がん研究会と云う)及びがん研有明病院(以下、病院と云う)において取得・使用・管理されることを予め承諾する。

第2章 会の目的と事業

第7条 会の目的

- 1 情報の提供、講演会等を通じてがんに対する知識の普及を図るとともに、健診受診費用の一部負担によりがん健診の機会を設ける等、本会会員の健康増進を図る。
- 2 病院職員と本会会員相互の親睦を図り、(公財)がん研究会の事業に対する理解を深め、がん克服に向けた病院事業の推進に必要な支援をする。

第8条 会の事業 本会は、以下の事業を行う。

- 1 年に4回、友の会会報を発行する。
- 2 会員に向けて、(公財)がん研究会及び病院が開催する市民公開講座・講演会等、開催の案内を行う。

- 3 病院健診センターにおける健診について、その機会増大を図るために受診費用の一部負担を行う。
- 4 本会が主催する講演会、病院職員と懇談会等を適宜開催する。
- 5 その他、友の会の目的達成に必要と考えられる事業を行う。

第3章 役員・監事の任務及び選出

第9条 理事会

- 1 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、本会の活動方針、事業計画、予算・決算、本会則の改訂等に関する事項を協議・決定し、その運営にあたる。
- 3 理事会は次に定める役員によって構成される。
会長 1名 : 本会の代表で運営の責任者とする。
副会長 2名 : 会長を補佐し、必要のあるときには会長の任務を代行する。
理事 若干名 : 活動方針、事業計画等の立案と運営などの会務に当たる。
会計 2名 : 会費等の管理をし、総会において会計報告を行う。
顧問 若干名 : (公財)がん研究会及び病院職員若しくは職員であったものとし、円滑な業務遂行のための助言、援助を行うとともに会務に当たる。
- 4 理事会は必要に応じ、会長の招集によって行われる。
- 5 役員の任期は2年とするが、再任はこれを妨げない。
- 6 欠員により選任された役員の任期は、欠員となった役員の残任期とする。
- 7 役員の費用弁償(交通費等)は実費相当とする。

第10条 監事 本会に監事2名を置き、運営・会計監査を行う。

第11条 役員・監事の選出は次の通りとする。

第9条及び第10条に規定する役員・監事は、総会において選出する。

第4章 会議

第12条 本会の会議は次の通りとし、会長はこれを招集する。

- 1 定時総会
 - ① 総会は全会員で構成され、原則として、年一回、6月に会長の招集によって行われる。
会長に事故あるときは副会長がこれを招集する。
 - ② 総会の議長は会長が務める。会長に事故あるときは副会長がこれを務める。
 - ③ 総会は議案について審議し、出席会員の過半数をもって議決する。
- 2 臨時総会
会長が必要と認めた場合、臨時総会を隨時開催可能とする。
- 3 理事会
会長が必要と認めた場合、理事会を隨時開催可能とする。
- 4 委員会
理事会には以下の委員会を置き、正副委員長のもと本会の実務を執行する。
 - ① 総務委員会～本会事業の運営全般に関する事項に携わる。
 - ② 企画渉外・広報委員会～本会事業の企画立案、会報の発行及び講演・懇親会の運用に携わる。
 - ③ 会員増強推進委員会～本会々員の増強活動に携わる。
 - ④ 友の会会員相談～がんに関する相談事項に携わる。
 - ⑤ その他、理事会の決議により定められた委員会。

第5章 補則

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 本会に次の簿冊(電磁的記録を含む)を備える。

- ①会員名簿 ②金銭出納簿 ③証憑類 ④備品台帳 ⑤会議録 ⑥その他必要書類

第15条 本則に定めなき事由が生じたときは、理事会に諮りこれを決定する。

[付則] この会則は平成18年11月1日から実施する。

平成23年7月1日一部改正

平成28年6月16日一部改正

平成30年6月21日一部改正

令和元年9月26日一部改正